

近藤 邦明 殿

貴殿からいただきましたご意見について、県教委としての見解を述べさせていただきます。

学校現場において、PTA と学校は教育の理解と振興に努め、生徒の福祉増進を図るため、さまざまな場面において連携、協力し、活動を行っています。

進路説明会、学年保護者会、学級懇談会などの行事は保護者に対して学校が学校運営の状況を説明する場であり、これは PTA 会員の区別なく参加できるものと考えます。

また、朝講座・土曜講座におきましては、教員の勤務時間外であり、校長が時間外勤務を命ずる事が出来ないため、PTA の依頼を受け学校で実施しています。教員の勤務は、教育公務員特例法第17条に定められている「兼職及び他の事業等の従事」に該当し、大分県教育委員会は大分県立学校職員服務規程第17条ただし書き及び第18条ただし書きにおいて、定例的な事業に指定しています。

高体連、高文連会費につきましては、両団体本部から会の概要・趣旨等が送付され、その必要性を説明したうえで協力をいただくようになっています。今回 [] 高校においては、結果的に事後承諾となっており、今後そのような事のないように、校長に指導をおこないました。

教科書については、2月27日に岩武参事（当時）がお答えしたように教科書の記述内容の可否に係る疑義に対し、説明や意見交換を行う事は学校の本務を越えており、適切ではないと考えます。

[] 校長（当時）との話合いの中で合意したとされる覚書きについては、話合いの内容と違い、飛躍した内容や、貴殿の考えを盛り込んでまとめていることから校長は適切でないと判断し、合意をしなかったと聞いております。したがって履行する必要はないものと考えます。

学校は保護者である貴殿との話し合いを閉ざしているわけではありませんので、個別の案件につきましては、学校にご相談下さい。

平成25年10月30日

大分県教育庁
高校教育課長 高畠一郎